

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成27年5月22日

執行機関名	篠栗町
全国地方公共団体コード	403423
執行機関の別	1
届出番号	1

1. 事務の趣旨又は目的

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務	乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第25号)に基づく給付事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1右欄
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法1条	篠栗町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的の内容	この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う <u>児童の健やかな成長に資することを目的とする。</u>	この条例は、乳幼児及び子ども(以下「乳幼児等」という。)の医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって <u>乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</u>

(2)⑥が(1)⑥と同一である。(委員会規則3条1号)

2. 事務の類似性及び特定個人情報

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二省令 40 条 項 2 号	篠栗町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例第5条
②事務の内容	児童手当法第二十六条(同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図るため市町村が条例等の規定により行う乳幼児医療費支給事業に対する県費補助金の有無の判定
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二省令 40 条 項 2 号	篠栗町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例施行規則第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報	当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2～10		
事務2～10		

(2)②が(1)②と類似している。(委員会規則3条2号)

特定個人情報(2)②が(1)②と同一又は(1)②のいずれかに該当する者であつて、かつ、特定個人情報(2)③の範囲が、(1)③の範囲と同一又はその一部である。(委員会規則3条3号)

地方税関係情報の提供を求める事務(申請に基づく事務に限る。)については、当該独自利用事務において当該情報を利用することにつき本人の同意を得ることとしている。(委員会規則2条)

備考	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は未制定(案)
----	--